

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 3 月 22 日

水 曜 日

第 4181 号

目 次

告 示

○土地区画整理事業の終了認可	1
○土地区画整理組合の解散認可	2
○指定管理者の指定	
○県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧	3
○保安林の指定予定	4
○道路の区域変更	
○道路の供用開始	6

公 告

○土地改良区の役員の就退任	7
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出	8

告 示

富山県告示第140号

土地区画整理事業の終了認可について

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第13条第 1 項の規定により射水市奈呉町第一街区東部土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第 4 項において準用する同法第 9 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成29年 3 月 22 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 土地区画整理事業の名称

射水市奈呉町第一街区東部土地区画整理事業

2 施行者の名称

新湊都市開発株式会社 射水市足洗新町一丁目101番地

3 事業施行期間

平成27年 1 月 19 日から平成29年 3 月 31 日まで

4 施行地区

射水市放生津町の一部

5 施行認可の年月日

平成27年 1 月 19日

6 終了の認可の年月日

平成29年 3 月 22日

富山県告示第141号

土地区画整理組合の解散認可について

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第45条第 2 項の規定により、高岡市戸出中之宮土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第 5 項の規定によりその旨を公告する。

平成29年 3 月 22日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第142号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第 4 号）第14条の規定により告示する。

平成29年 3 月 22日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公の施設の名称

富山県こどもみらい館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県民福祉公園

射水市黒河字高山4474番 6

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

富山県告示第143号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により県営上条中部地区土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年3月22日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営上条中部地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成29年3月24日から

平成29年4月21日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

教示

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第 139号）第14条第 1 項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1 の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができ

ません。

富山県告示第144号

保安林の指定予定について

次のとおり保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の 2 の規定により告示する。

平成29年 3 月 22 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県南砺市皆葎字牧1391

2 指定の目的

なだれの危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第145号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 3 月 22 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月22日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 入善宇奈月線	下新川郡入善町浦山新 437 番から 下新川郡入善町浦山新 452 番まで	変更前		最大 9.1 最小 8.6	28.9	新川土木 センター 入善土木 事務所
		変更後		最大 23.0 最小 8.8	28.9	
県道 山崎泊線	下新川郡朝日町南保字廣田 5326番 2 から 下新川郡朝日町長野字與四 右エ門 272番 2 まで	変更前		最大 7.9 最小 7.0	49.9	新川土木 センター 入善土木 事務所
		変更後		最大 12.4 最小 11.7	49.9	
国道 415号	富山市四方字茶園 629番 3 から 富山市四方字中坪 183番 2 まで	変更前		最大 7.3 最小 6.9	38.0	富山土木 センター
		変更後		最大 12.6 最小 7.3	38.0	
県道 三室荒屋富山 線	富山市関2219番から 富山市関2218番 1 まで	変更前		最大 8.0 最小 6.5	146.9	富山土木 センター
		変更後		最大 9.2 最小 7.4	146.9	
県道 三室荒屋富山 線	富山市善名 624番から 富山市善名 624番まで	変更前		最大 9.2 最小 7.6	66.9	富山土木 センター
		変更後		最大 9.9 最小 8.1	66.9	

県道 上百瀬島地線	南砺市利賀村上百瀬 307番 から 南砺市利賀村上百瀬 301番 まで	変更前	A	最大 12.6 最小 6.4	436.3	砺波土木 センター
	南砺市利賀村上百瀬字東山 89番 1 から 南砺市利賀村上百瀬 301番 まで	変更前	B	最大 16.4 最小 4.0	499.1	
	南砺市利賀村上百瀬字東山 89番 1 から 南砺市利賀村上百瀬 301番 まで	変更前	C	最大 30.2 最小 6.0	491.8	
	南砺市利賀村上百瀬 307番 から 南砺市利賀村上百瀬 301番 まで	変更後	A	最大 12.6 最小 6.4	436.3	
	南砺市利賀村上百瀬字東山 89番 1 から 南砺市利賀村上百瀬 301番 まで	変更後	C	最大 30.2 最小 6.0	491.8	

富山県告示第146号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月22日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成29年3月22日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 入善宇奈月線	下新川郡入善町浦山新 437番から 下新川郡入善町浦山新 452番まで	平成29年3月22日	新川土木 センター 入善土木 事務所
県道 山崎泊線	下新川郡朝日町南保字廣田5326番2か ら 下新川郡朝日町長野字與四右エ門 272 番2まで	平成29年3月23日	新川土木 センター 入善土木 事務所

国道 415号	富山市四方字茶園 629番3から 富山市四方字中坪 183番2まで	平成29年3月22日	富山土木 センター
県道 三室荒屋富山 線	富山市関2219番から 富山市関2218番1まで	平成29年3月22日	富山土木 センター
県道 三室荒屋富山 線	富山市善名 624番から 富山市善名 624番まで	平成29年3月22日	富山土木 センター
県道 上百瀬島地線	南砺市利賀村上百瀬字東山89番1から 南砺市利賀村上百瀬 301番まで	平成29年3月23日	砺波土木 センター

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

土地改良区の役員の退任

常願寺川沿岸用土土地改良区連合の役員であった次の者が平成29年2月14日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成29年3月22日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	中 川 忠 昭	富山市中川原 368番地
同	堀 健 次	同 下富居一丁目14番33号
同	山 本 哲 博	同 月岡町五丁目 453番地
同	奥 村 隆	中新川郡立山町野村 218番地
同	野 澤 幸 雄	同 同 浦田1193番地
同	酒 井 務	同 同 利田382番地2
監 事	住 松 幹 也	同 同 野口 45番地
同	小 又 健三郎	富山市新名 35番地

土地改良区の役員の就任

常願寺川沿岸用水利土地改良区連合の役員に次の者が平成29年2月15日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成29年3月22日

富山県知事 石 井 隆 一

職名	氏名	住 所
理事	中川 忠昭	富山市中川原 368番地
同	堀 健次	同 下富居一丁目14番33号
同	上野 正憲	同 下堀 43番地
同	大辻 恒太郎	同 大島一丁目 88番地
同	奥村 隆	中新川郡立山町野村 218番地
同	住松 幹也	同 同 野口 45番地
同	野澤 幸雄	同 同 浦田1193番地
同	酒井 務	同 同 利田382番地2
監事	山本 哲博	富山市月岡町五丁目 453番地
同	稲生 貞吉	中新川郡舟橋村舟橋1081番地

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされたので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

平成29年3月22日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 マイシティ 魚津市駅前新町4-2
- 2 大規模小売店舗を廃止する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社スカイホテル 代表取締役 木下 泰治

- 3 大規模小売店舗の廃止前の店舗面積の合計 1,329.7㎡
- 4 大規模小売店舗の廃止後の店舗面積の合計 0㎡
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000平方メートル以下となる日
平成 7 年 10 月 31 日
- 6 廃止する理由 店舗閉鎖の為

